

# お知らせ information

2024

1

## 令和6年 消防合同出初式

稚内地区消防事務組合消防本部、消防署、稚内消防団合同出初式を挙行します。

出初式では、消防隊観閲点検、手締め、くす玉開きを行い、無火災と市民の安心・安全を願います。



その後、消防庁舎2階ミニユニティーホールで式典・表彰式を行います。  
日時／ 令和6年1月7日(日) 10時～  
場所／ 消防庁舎前  
※誘導員の指示に従って、駐車してください。  
問い合わせ／ 消防本部総務予防課 23・2177

## 固定資産税「償却資産」の申告を忘れずに！

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために使用している機械、器具、備品等のことで、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における当該資産を申告しなければなりません。

### 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、事業の用途で使用している資産を所有、共有しているほか、賃貸している法人または個人事業経営者

### 申告の対象となる主な資産

・ 広告設備、路面舗装等  
・ 生産、加工、搬送設備等の機械類  
・ 漁船、船外機船等  
・ 大型特殊自動車(農耕用を含む)

## 20歳になったら「国民年金」

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの全ての人が加入を義務づけられています。

やがて訪れる老後の所得保障だけではなく、不慮の事故(障がいや死亡など)に遭った場合でも、皆さんの生活の安定が損なわれることがないように、お互いを支え合う制度です。

### 加入の手続き

手続きは必要ありません。20歳の誕生日以降に、基礎年金番号通知書と国民年金保険料納付書が届きます。(厚生年金保険に加入されている方を除く)

### 国民年金保険料を納める際は、口座振替での前納・早割が便利でお得です。

※国民年金保険料を納めることが困難な場合は、免除制度や納付猶予制度、学生納付特例制度もあります。詳しくは、問い合わせください。

### 問い合わせ

・ 市総合窓口課保険年金グループ 23・6410  
・ 稚内年金事務所国民年金課 33・7011

## 稚内市子どもの未来応援奨学金のご案内

向上心が豊かで、優れた能力を有しているにもかかわらず、家庭状況により大学等への修学が困難な方に対して進学の道を開く「稚内市子ども未来応援奨学金支給事業」の候補者を募集しています。

日本学生支援機構(以下、機構という)の給付型及び貸与型奨学金制度と、この新制度を併用し、学生の将来負担を軽減する給付型の奨学金制度で、大学等を卒業後に、機構の貸与型奨学金の返済に充てていただくために給付するものです。

### 応募資格

市民のお子さんと、高等学校等を卒業(修了)見込みで大学等(大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程))に入学を予定している方または、令和4年度に高校等を卒業し令和5年度に大学等に入学した方で、家庭状況や学業成績等いくつかの要件を満たし、次のAかBのいずれかに該当する方。

### A 未来枠奨学金

学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であり、将来の活躍が期待できる方。

### B ふるさと枠奨学金

大学等を卒業後、2年以内に本市に居住し、市が指定する資格等により市内の事業所に正社員として雇用され一定期間以上勤務する見込みの方。(公務員を除く)

### 候補者の決定、対象者の決定、奨学金給付について

・ 選考委員会において候補者選考後、支給候補者として決定します。  
・ 未来枠奨学金の支給候補者は、候補者決定時に在学予定又は在学していた大学等を卒業後に支給対象者の申請を行います。対象者に決定

後、全期間分を一括して機構に支払います。

ふるさと枠奨学金の支給候補者は、大学等を卒業後、2年以内に市内に居住・就業し、指定の資格等により市内の企業に正社員として採用され、1年就業した後に支給対象者の申請を行います。対象者に決定後、1年度ごとに支給申請いただき、1年度分を対象者本人に支給します。

### 【支給額】

区分	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大	国公立 9,000円 私立 12,000円	国公立 22,000円 私立 25,000円
大学・専門学校	国公立 5,000円 私立 8,000円	国公立 11,000円 私立 14,000円
高等専門学校	国公立 5,000円 私立 8,000円	国公立 11,000円 私立 14,000円

### 候補者の募集締め切り

令和6年3月15日(金)

※機構の奨学金を大学等で申し込む場合は、大学等の入学後に申請可能です。締切等は市ホームページをご確認ください。

※必要書類のほか、制度の詳細は、問い合わせをいただくか、市ホームページをご確認ください。

### 提出・問い合わせ

市総務スポーツ課総務スポーツグループ 23・6518

## 重要土地等調査法について

「重要土地等調査法」に基づき、市内の一部の区域が特別注視区域として指定され、施行日後において、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には事前の届出が必要になります。詳しくは内閣府のホームページを参照するか、コールセンターまで問い合わせください。

### 特別注視区域

宗谷通信所、稚内分屯基地を中心とした周囲概ね1000㎡の区域

### 問い合わせ

内閣府重要土地等調査法コールセンター 0570・001・125

### 問い合わせ

市税務課資産税グループ 23・6393



詳しくはこちら